羽村市告示第１６５号

公　示　送　達　書

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付する。

令和８年１１月１８日

東京都羽村市長　　橋　本　弘　山

記

１　送達すべき書類
　過誤納金の還付決定取消及び充当通知書　令和８年５月２６日　羽市納発第１１８号

２　送達を受けるべき者
　氏名　奈良　航

３　保管場所
　羽村市市民部納税課